

「不動産の流動化・証券化に関する実施過程検証等事業」 に係るアドバイザー会議設置要綱

(設置)

第1条 不動産の流動化・証券化業務の経験の乏しい事業提案者からの各種質問に対して、専門的・実務的見地からアドバイスを提供することで、提案事業の推進に資することを目的として、「不動産の流動化・証券化に関する実施過程検証等事業」に係るアドバイザー会議(以下、「会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 会議の主な所掌事項は、以下のとおりとする。

- (1) 事業提案者へのアドバイス提供
- (2) 実施過程に係る報告書作成等を要請する事業提案者の選定

(委員構成)

第3条 アドバイザー委員は、不動産の流動化・証券化に造詣の深い有識者及び各専門分野の実務経験者、計7名(次頁表参照)とし、財団法人日本不動産研究所が委嘱する。

(意見照会の方法等)

第4条 意見照会の方法は、原則として、会議の場において事業提案者からの質問に直接応える形態で行う。なお、各委員の発言内容は、あくまで専門的な知識・経験に基づく個人的見解として取り扱う。

また、発言内容について、事業提案者及びその関係者に対して、何ら損害賠償等の責を負うものではない。

(会議の開催スケジュール、議事内容等)

第5条 会議の開催は以下の2回とするが、状況によっては追加の開催もあり得るものとする。

- ①第1回会議(8月4日)
 - ・事業提案の概要
 - ・質疑に係るアドバイス提供 等
- ②第2回会議(11月下旬～12月中旬を予定)
 - ・事業の進捗確認
 - ・質疑に係るアドバイス提供
 - ・実施過程に係る報告書作成等を要請する事業提案者の選定 等

(非公開の原則)

第6条 会議は非公開とする。

(秘密保持の原則)

第7条 アドバイザー委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第8条 アドバイザー委員の任期は、当該業務の終了日、平成21年3月31日までとする。

(事務局)

第9条 会議の事務局は、財団法人日本不動産研究所に置く。

付 則

この要綱は、平成20年8月4日から施行する。

アドバイザー委員一覧

氏名	所属	専門分野
巻島 一郎	(社)不動産証券化協会 専務理事	証券化事業全般
高橋 誠介	豊穰コンサルティング(株) 代表取締役	アレンジメント業務全般
寺嶋 峻	エステートリンク(株) 主席コンサルタント	アレンジメント業務全般
田村 幸太郎	牛島総合法律事務所 弁護士	法律分野
杉本 茂	さくら総合事務所 公認会計士、税理士	税務分野
小林 信夫	(財)日本不動産研究所 特定事業部長	鑑定評価分野
平 倫明	(財)日本不動産研究所 環境プロジェクト室長	デューデリジェンス分野

○オブザーバー:国土交通省

以上